

## 第一種大規模小売店舗立地法特例区域及び第二種大規模小売店舗立地法特例区域について

中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第36条第1項及び第55条第1項の規定により、弘前市に係る第一種及び第二種大規模小売店舗立地法特例区域を平成21年6月8日付けで定めましたので、お知らせします。

なお、当該特例区域を定めるにあたって、同法第36条第9項及び第55条第4項で準用する同条同項の規定に基づき、当該特例区域の案に対する住民等の意見を求めましたが、意見はありませんでした。

### 1. 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の内容

- (1) 弘前市大字駅前町九の一、九の二、九の三、九の四、九の五、九の六、九の七、九の八、九の九、九の一〇、九の一〇一、九の一〇二、九の一〇三、九の一〇四、九の一〇五、九の一〇六、九の一〇七、九の一〇八、九の一〇九、九の一〇一〇、九の一〇一〇一、九の一〇一〇二、九の一〇一〇三、九の一〇一〇四、九の一〇一〇五、九の一〇一〇六、九の一〇一〇七、九の一〇一〇八、九の一〇一〇九、九の一〇一〇一〇、九の一〇一〇一一、九の一〇一〇一二、九の一〇一〇一三、九の一〇一〇一四、九の一〇一〇一五、九の一〇一〇一六、九の一〇一〇一七、九の一〇一〇一八、九の一〇一〇一九、九の一〇一〇二〇、九の一〇一〇二一、九の一〇一〇二二、九の一〇一〇二三、九の一〇一〇二四、九の一〇一〇二五、九の一〇一〇二六、九の一〇一〇二七、九の一〇一〇二八、九の一〇一〇二九、九の一〇一〇三〇、九の一〇一〇三一、九の一〇一〇三二、九の一〇一〇三三、九の一〇一〇三四、九の一〇一〇三五、九の一〇一〇三六、九の一〇一〇三七、九の一〇一〇三八、九の一〇一〇三九、九の一〇一〇四〇、九の一〇一〇四一、九の一〇一〇四二、九の一〇一〇四三、九の一〇一〇四四、九の一〇一〇四五、九の一〇一〇四六、九の一〇一〇四七、九の一〇一〇四八、九の一〇一〇四九、九の一〇一〇五〇、九の一〇一〇五一、九の一〇一〇五二、九の一〇一〇五三、九の一〇一〇五四、九の一〇一〇五五、九の一〇一〇五六、九の一〇一〇五七、九の一〇一〇五八、九の一〇一〇五九、九の一〇一〇六〇、九の一〇一〇六一、九の一〇一〇六二、九の一〇一〇六三、九の一〇一〇六四、九の一〇一〇六五、九の一〇一〇六六、九の一〇一〇六七、九の一〇一〇六八
- (2) 弘前市大字駅前前三丁目二の一、二の四、二の五、二の六、二の七、二の八
- (3) 弘前市大字土手町四七の一、四九の一、五六の一、五七の三、五七の四、五九の一、六一の一、六一の三
- (4) 弘前市大字表町一の一（一部）
- (5) 弘前市大字大町一丁目一の二、一の六、一の七
- (6) 弘前市大字土手町七六の一、七六の四、七八の一  
弘前市大字山道町二の一、三五、三六の一、三六の三、三七
- (7) 弘前市大字土手町一〇七の三、一〇九の一、一一三の一
- (8) 弘前市大字土手町一二六の一、一二六の三  
弘前市大字上瓦ケ町一の三  
弘前市大字代官町二の二、二の三、二の四、二の六、二の一三、二の一四
- (9) 弘前市大字一番町七、九
- (10) 弘前市大字駅前町一二の一、一二の五
- (11) 弘前市大字土手町一五五の三、一五八の一、一六一の一、一六一の二、一六二の一、一六二の二
- (12) 弘前市大字土手町六の二、弘前市大字一番町一七の三
- (13) 弘前市大字百石町三五の一、三六の一、三八の二

### 2. 第二種大規模小売店舗立地法特例区域の内容

- (1) 弘前市大字若党町三三の二、三六の一、三六の二、三六の五  
弘前市大字亀甲町五九の二、五九の三、五九の四、六〇、六三の一